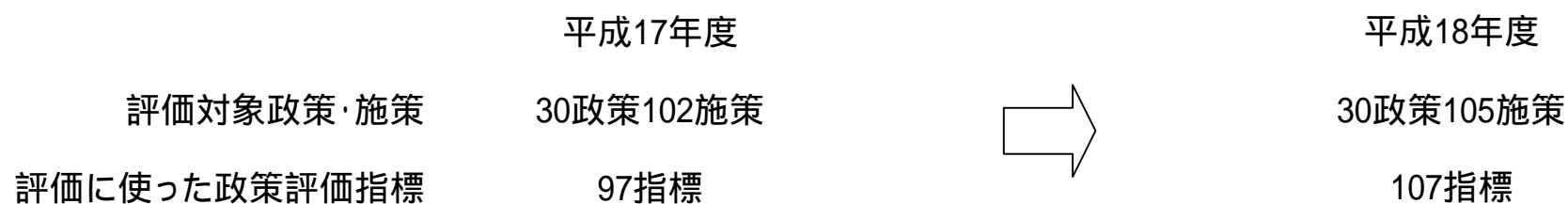


政策評価指標の見直しについて



政策評価指標の見直し

新設	11指標
修正	15指標
変更	5指標
削除	1指標

施策体系			H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 から適切 と意見が 出された 指標	指標 担当課			
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号			施策名	委員意見	県の対応方針	委員意見			県の対応方針		
1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	障害者生活支援センター設置数(修正)	・政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」、「グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)」について、総人口、対象者居住人口等を加味した施設の数値が行われているのか、現況値・目標値の根拠が示されると理解しやすい。また、施設の数だけでなく機能を見ていくような指標の検討が必要である。	・みやぎ障害者プランの見直し(平成16年度策定予定)を行っており、その検討結果を参考としながら、政策評価指標の見直し等を行っていく。また、日中活動の場(通所施設の整備数等)やソフト面(ホームヘルパー派遣時期)に関する政策評価指標等についても合わせて検討していく。 【その後経過】 ・新しい「みやぎ障害者プラン」(17.3月策定)の事業期間は、17～22年度までとなっているため、平成16年度事業の評価に当たっては、現行の政策評価指標を継続して使用することとする。 ・なお、平成16年度事業の評価に当たっては、日中活動の場の整備状況等については、施策評価シート(C)や事業分析カードにおいてその進捗状況を記載することにより対応することとする。	・政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」はインプットの指標であり、むしろ相談件数の方が成果がわかりやすい。また、相談件数・内容を圏域毎(またはセンター毎)に把握しなければ、センターがどう機能しているのか実感がわかない。 ・必ずしも相談件数が多いから「良い」とは言えない。つまり、サービスが悪いから相談件数が増えているのかもしれないし、逆に、現場が適正に運営されているから相談しないのかもしれない。相談内容を評価しなければいけない。 ・相談内容のデータを集めるときは、県で項目を統一するなど整合性をとるための工夫が必要である。どのような分野に属する相談なのか、データベースを使って地域間の比較や、何が行われているかの把握を行うべきである。	・政策評価指標となっている、「地域生活支援センター」の設置数の増加に伴い相談件数も増加している。政策評価指標とすることは今後検討していくが、相談件数については、政策評価基本案の中で今後と記事述べていく。 ・また、相談内容については、基本的に障害当事者の発達段階に応じて相談される内容(例:学習室は、余暇活動等の調整、高校卒業時は就労相談等)は概ね想定されるが、現在、各センターにおける相談内容の実態把握を試行的に行っており、そのデータの有益性(地域性の比較等)を検証していくこととした。	障害福祉課			
				グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)	グループホーム設置数(修正)	・政策評価指標「グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)」には、(養病)も加えるべきである。在宅での介護力低下に対応できない、医療機関も長期的には受け入れ難い。	・医療的ケアが必要不可欠な難病患者のためのグループホームについては、現在のところ県内に存在しないこと及び地域で自立した生活を送るための手段としてグループホームという形態が適切であるのか等について検討段階であり、現段階においては当該政策評価指標に難病患者のためのグループホームを加えることは困難である。	・重度の知的障害者の場合は、施設とグループホーム双方の機能の評価の両方のようなものを含めて指標として表せないか。グループホームを作ることが本道にいいのかわかるような情報があるとよい。	・施設とグループホームの機能評価を含めた指標の設定については、今後可能かどうかを含めて検討していきたい。ただし県では、知的障害のある人たちが地域で普通の生活が送れるように、地域生活支援の施策を充実させることによって、地域で障害のある人が普通に率直な人生が送れるようになったとき、結果として施設への人が不要になると考えている。こうした考えのもと、地域での「生活の場」としてグループホームの整備を推進することは今後とも重要であると考えている。	障害福祉課			
	2	重度障害者の家庭での生活支援	2	利用希望者に対する提供率	同左	同左	・政策評価指標「利用希望者に対する提供率」は、現況値が100%となっているが、中味が重要である。利用者の満足度に関する指標も同時に採用すべき。100%提供されても100%不満なケースも考えられる。 ・サービス利用者が少ない場合、利用者の満足度情報が有用であるがこれを取り入れられていない。	・政策評価指標については、事業主体を市町村とする「全身性障害者介助派遣事業」及び人工呼吸器を装着した在宅療養のALS患者を対象とする「ALS在宅療養者介助派遣事業」の2つを対象としており、両方とも福祉的サービスの提供である。 ・これらのサービスは、障害のため運たきあるいは人工呼吸器装着の在宅療養者の介護を行っている家族を対象としているところであるが、これらのサービス提供を含めても、24時間フルタイムの支援体制にはほど遠い状況であり、長期にわたる介護による経済的・身体的負担を強いられる家族は、フルタイムでの支援を望んでいる状況にもあることから、利用者としての満足度調査を行っても、これで満足というような回答は期待できないと思われる。	・政策評価指標「利用希望者に対する提供率」が正確でない。現況値が100%のため、一見、重度障害者の希望の全てを満たしているようだが、正確にはALS患者及び全身性障害者の介助派遣希望者に対する提供率が満たされていないためである。また、ALSに関する諸制度を理解しているケアマネジャーが少なく、情報が十分に提供されていないことから、潜在的な希望者ももっといはずであり、周知を十分に行った上で希望者を把握すべきである。	・当該施策に係る事業の範囲は広く、現在の指標が施策全体を評価する指標としては不十分であると認識しており、より適切な指標について(例:通所更生施設等における重度障害者の受入数、重度障害者を対象とした居宅介護等サービス提供可能な事業者の数等)検討していきたい。	健康対策課		
					3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	同左	同左	・政策評価指標「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、資源利用のインプットの評価であり、これだけでは不十分。サービスにより、要介護・要支援状況がどのように変化したが(良くなった割合など)のアウトカム指標とすべき。 ・利用者割合100%の目標値をめざすのは自立支援の理念に反する対応であり、不適切。	・この指標は、介護保険制度が浸透するまでの当面の間、介護サービスを利用できる体制がどの程度確保されているかを確認するための指標として設定したものである。 3か年の推移を見ると80%前後で頭打ちであること、最近の調査で「要支援・要介護1」の認定が大幅に増えていることから、こうした新しい状況に見合う指標の設定が必要との意見を頂き、新しい指標を検討してきたが、現在のところ適当な指標が見出せないため、引き続き検討する。 なお、検討の方向としては、介護保険制度の見直しの中で要支援・要介護1などの軽度者を対象として検討されている「新・予防給付」、情報開示の標準化などに関連するものやケアマネジャーの満足度などが考えられる。	・政策評価指標の修正案「居宅サービスにおける支給限度額に対する一人当たり利用率」でも、要介護の認定を受けた全員が介護を受けることが前提となっており指標として不合理。要介護認定を受けても一生涯自立している場合はそれほど利用しない場合もあり、それが望ましい部分もある。 ・介護予防には、要支援にならないようにする介護予防と、軽度から重度にならないようにする予防介護の2つがあり、この視点から政策評価指標を検討してはどうか。病院からの退院時より在宅である程度経過した後のほうが要介護度が下がることが多いので、その部分は補正する必要がある。	・これもこれまで、新しい指標を検討してきたが、現在のところ適当な指標が見出せないため、引き続き検討する。検討の方向としては、介護予防に関連するものを念頭に考えていきたい。	長寿社会政策課
									4	元気高齢者の生きがいづくり	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数(新設)		
5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保		ケアマネジメントリーダー数	同左					介護保険室				

施策体系			H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課		
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号			施策名	委員意見	県の対応方針	委員意見			県の対応方針	
2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	同左					医療整備課		
		2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千当たり)	同左			・政策評価指標としては、小児科医の人数や診療科目の増減等日常的視点の方が一般市民にわかりやすいのではない。	・小児科医の人数や診療科目の増減は一般市民にとって分かりやすい指標ではあるが、全国的に小児科医を志望する学生の減少などにより確保が難しい状況である。国において、医科系大学や地方の医師確保のあり方について省庁横断の検討がなされているところであり、現時点で県単独の行政施策としては一定の限界があることから、新たな指標の設定は困難と考える。		医療整備課	
		3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	同左			・従前から指摘しているとおり、政策評価指標が「搬送率」では搬送時間がどんなに長くても施策目標を「達成」したこととなる。むしろ「搬送時間」のほうが重要であり一般的である。指標として、例えば、緊急性を要する疾患(心筋梗塞、脳疾患等)についての30分以内に病院に到着した割合などが適切である。	・評価指標として搬送時間を使用することは一理あるが、搬送それ自体には医療機関は関与していないことや交通事情など複数の因子が関係すると推測されることから指標の変更には検討を要する。		医療整備課	
		4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対心率	同左							障害福祉課
		5	在宅ホスピスケアの推進	地区在宅ホスピスケア連絡会の結成数	がん患者在宅看取り率(変更)			・政策評価指標が「地区在宅ホスピスケア連絡会の結成数」ではアウトカムの評価ができない。連絡会の基盤は脆弱ではないか。また、目標達成には今までの3倍努力が必要であり現実離れしている。政策評価指標は見直しが必要である。例えば、「在宅ホスピスケアの希望者に対する実現率」であれば成果が見える。連絡会の有無にかかわらず在宅ホスピスケアは進んでいるのかもれない。	・「地区在宅ホスピスケア連絡会」活動への直接的な措置等は行ってはいないが、地区在宅ホスピスケア連絡会は、各保健福祉事務所と連携を取りながら、保健・医療・福祉関係者のケア技術の向上や管内のネットワークづくりの活動を行っており、活動としては有効であると判断している。 ・指摘があったことを踏まえ、政策評価指標については、「がん患者の自宅死亡率(施設含)」などに変更することを検討したい(がん患者の終末在宅率:平成13年度8.04%,平成15年度8.21%)。		医療整備課	
		6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	同左			・施策の「人材の養成・確保」は、何に対して充足させるのが明らかにする必要がある。政策評価指標は「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」としているが、例えば、医師数の充足できない病院が、診療所に移行するなりした場合には、全体の医師数が減っていても充足率が上がる可能性がある。病院数・診療所数の変動も同時に検証する必要がある。また、政策評価指標は圏域別に示すとわかりやすい。例えば、仙台圏は充足されているも他の圏域では不足しているということがわかる。	・政策評価指標については、平成15年度の行政評価委員会政策評価部会の意見を聴き、事業の将来的な展開の可能性も勘案した上で、従来の「医師不足となっいる自治体病院の不足医師数(標準数に対する不足医師数)」から、県民の視点からより分かりやすい「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」に改めたところである。 ・施策の「人材の養成・確保」は、県内の各病院における医療法に定める標準医師数に対して充足させることを目標としており、県においては、平成17年度から地域医療の中心である自治体病院の医師確保支援事業に係る内容を大幅に拡充・強化し取り組んでおり、政策評価指標の平成22年度100%達成を目標に実効ある展開を図ることとしていることから、現在の政策評価指標は変更せず維持を要することとする。 ・病院数・診療所数の変動については、意見にあるような事例の場合は充足率が上がる可能性があるものの、実際のケースとしてこのような事例は非常に少なく、病院数と診療所数の変動と医師充足状況との因果関係まで検証するのは困難である。 ・政策評価指標を圏域別に表示することについては分かりやすい利点があるものの、病院数が少ない圏域においては医師数の標準を充足していない病院が特定されてしまう恐れがあり、現段階では実施を見送ることとする。		医療整備課	

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
3	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	3	多様な保育サービスの充実	保育所入所待機児童数	同左	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標の「保育所入所待機児童数」の算定は、厚生労働省の定義のみでなく、実態を反映した計算を行っていることが望ましい。例えば、待機児童は希望している保育所の待ち数で測定すべき。 保育所待機児童数については、国において新定義による待機児童数を公表しているところであり、県としても新定義による待機児童数を指標として公表していくこととする。なお、今後も旧定義による待機児童数をも把握し、保育所整備等を推進することにより待機児童の解消を図っていくとともに、待機児童の多い市町村については、個別に指導を行いながら待機児童の早期解消に努めることとする。 <p>(参考) 保育所入所待機児童の定義の概要 新定義：保育所入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの。(地方単独保育施策で保育されている児童、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童は除く。) 旧定義：保育所入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の事業が本当に成果を挙げたかどうかの確認には、自己評価だけでなく、利用者なり第三者がどう見ているかという情報も同時に収集する必要がある。利用者の意向を把握しないと間違った意思決定をする危険がある。例えば、保育所が近くであれば仕事を变えなくて済んだとか、違う職種に就けたいと思っている人がいるとすると、待機者が減ってもやはり不満となる。これは、実態調査、利用者調査をしないとわからない。このように、政策評価指標「保育所入所待機児童数」は満足度と多少か離れが出てくる可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育の実施主体である市町村は、平成16年度に次世代育成支援行動計画を策定するに当たって、住民のニーズ調査等を実施し、住民ニーズを把握した上で、目標事業量を設定して各種施策を推進することとしている。県においても、昨年度同様に行動計画を策定するに当たり、各市町村の目標事業量を尊重して、県としての目標事業量を設定している。県としては、各市町村が保育サービスの充実など、次世代育成支援行動計画の着実な推進を図るよう指導するとともに、その事業量達成のために努力しているところである。 	子育て支援室		
			特別保育事業実施率	削除	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「特別保育事業実施率」は、特別保育のニーズを調査せず、希望者にどの程度応えているか把握していない現状では評価に値しない。また、全ての保育所において様々な特別保育を実施するのが目的でないならば、施策名を「多様な」と大上段に掲げているのは不適切である。 市町村が実施主体となって取り組んでいるものであり、県としては、地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実が図られるよう、市町村が行う保育所整備や特別保育事業に対する支援を行っているものである。 現在、県内各市町村では、次世代育成支援対策推進法に基づき、地域における子育て支援等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を盛り込んだ行動計画を策定中である。行動計画の策定に当たっては、市町村は、ニーズ調査を実施することによりサービス利用者の意向を把握することとなっている。県としては、保育の実施主体である市町村の意向を確認しながら保育所整備や特別保育事業を推進し、多様な保育サービスの充実を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「特別保育事業実施率」から何が言えるのか見えない。「一時保育」が2倍に増えても、実際に満足度が上がるとか待機児童が本当に減るといえることにはならないかもしれない。整備が進んでいるところに1箇所できた方が、整備が進んでいるところに2箇所できるよりも意味のある場合がある。数だけではなかなか見えてこない。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「特別保育事業実施率」については、県として、より多くの保育所で特別保育への取組が行われることを目指していることから、現段階では他に適当な指標が見当たらないものである。なお、すべての保育所において、必要な特別保育のサービスがすべて実施されるよりも理想であることから、将来的には政策評価指標の見直しも必要と考えている。 				
			不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)	(削除)指標は政策22-施策2で使用継続	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターの整備率も指標として重要と思われる。 施策は、不登校児童を減らすことよりも、不登校になった子供たちが適切な教育の機会を得る比率が大事ではないか。成果は人数だけでなく、達成率や利用者の満足度などを反映したものが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターの整備率を指標に加えるべきとの指摘については、地域の子育て支援を充実するための施策の現状や他の施策との関連等を踏まえ、検討したい。 不登校になった子どもたちが適切な教育の機会を得ることは重要であるが、不登校児を減らすことも重要である。県としては、けやき教室等を通じて教育の機会の確保を図るとともに、学校生活に復帰するための支援を行う二本柱で対応していきたいと考えている。なお、政策指標については、さらに検討したい。 					
	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	6		児童相談所における児童虐待相談の相談率	同左	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標である「児童相談所における児童虐待相談の相談率」については、相談件数と虐待件数の相関関係がわからなければ、指標が何を意味しているのか、指標を見て施策として何を考えていくのか伝わってこない。件数とともにその内容を分析し、背景の要因を類型化して対応を考えるべきであるから、細かい分析をしてもらいたい。例えば、虐待の場合には、親権喪失・停止・児童福祉施設への入所が問題になるが、そのためには関係機関との連携が必要である(C・3(2)に言及があるが)。常設の協議機関を設けて対応し、施策の実効性を高める必要がある。 「児童相談所における児童虐待相談の相談率」については、虐待の条件数との相関関係については、虐待事件はそれが顕在化しにくい点が正に問題であり、そもそもその集約把握が困難な中で、なんとか顕在化しようという取組みの結果であると考えられる。なお、県としては、その内容の分析は行っており、行政機関や民間活動組織等も参加した児童虐待防止のためのネットワーク組織を整備し、施策の実効性を高める努力を行っているが、なおその適切な運営と充実強化に努めていきたい。 				子ども家庭課	
				引きこもり支援機関の設置数	同左	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標として、喫煙率の減少をめざす指標や補導数・率なども検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標については、関係課と協議して適切な指標について検討していく。 【その後の経過】 引きこもり支援 指標については関係課と検討を行うが、平成16年度事業の評価については、現行の指標を使用することとする。 なお、平成16年度事業の評価の際には、施策評価シート(C)や事業分析カードにおいて関連事業を整理しその進捗状況を記載することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民の方々が、施策名「青少年の健全育成」をイメージする割合は少ないのではないか。また、支援機関の設置数、となつているが、重要なのは何人に対応できたかであり、外と中の相談ローテーションを組まない今の体制では不十分ではないか。仕事をしない引きこもりの者の正確な人数を把握するのは難しいが、政策評価指標にも関連することから把握方法について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の政策評価指標は、当該施策全体を表していると考えておらず、適切な指標について委員の意見を参考としながら今後検討していく。 また、引きこもりの人数把握については、支援機関へ相談に訪れた人数を把握するしか方法はない。 	障害福祉課	
		7	青少年の健全育成		青少年育成市区町村民会議の設置率(新設)		<ul style="list-style-type: none"> 健全育成の面では、煙草、麻薬、アルコールは習慣性が強いので、青少年の時期に止めることが重要。喫煙率や麻薬利用者の割合を政策評価指標としてはどうか。 中高生の喫煙率については、厚生労働省が全国規模で4年ごとに調査したデータが存在するが、当該調査は人口規模に応じた標本抽出を行っているため、各県ごとの集計結果がその県の生徒の実態を正確に反映してはいない。ゆえに、喫煙率を評価指標として採用することは技術的に困難と懸念される。 		青少年課		

施策体系			H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課
政策整理番号	政策名	施策番号			施策名	委員意見	県の対応方針	委員意見		
4	誰もが暮らしやすい環境の整備	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	同左					地域福祉課
		2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	同左					地域福祉課
5	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防	1	健康づくりに関する意識の向上	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	同左					健康対策課
		2	生活習慣病の早期発見と予防	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	同左					健康対策課
		6	地域リハビリテーションサービスの提供	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	同左					健康対策課
					65歳以上人口の中で重度介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数(新設)					健康対策課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 会から適切 と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
6	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	1	救急搬送体制の整備	高規格救急自動車数	<p>救急車現場到着時間の全国対比值(変更)</p> <p>県救急隊に占める救急救命士運用隊の割合(新設)</p> <p>活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合(新設)</p> <p>活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合(新設)</p>	<p>・政策評価指標が「救急隊1隊に1台の高規格自動車」という単純なものではないのか。何の根拠・検証もなく、ただ数を増やせばいいのではなく、政策というのは今よりも改善するという見込み、シミュレーションにより高規格自動車を増やせば改善するという根拠があって、この政策が意味を持つ。これだけの予算を使って導入するからには根拠の説明が必要。</p> <p>・政策評価指標は「搬送時間」などが適切。高規格救急自動車も参考指標ではあるが、搬送時間との併用で意味がある。</p>	<p>・高規格救急自動車は、これを配備することによって高度の救命医療処置を行い、病院までの搬送途中において救命率を高めることが大きな目的である。従って救急救命士の養成と整備をとりながら整備を図っているものである。本県の救急隊への高規格救急自動車の配備状況は全国と比較し中位の状況にあるが、搬送時間は残念ながら4.6番目である。搬送時間の短縮は病院の受け入れ体制の整備などが必要だが、これを短期間に実施することは困難であり、搬送中における高度の救命医療処置が、救命率の向上に大きく寄与すると認められるため、更に計画的な整備を進めることが求められている。</p> <p>・高規格救急自動車の整備は搬送時間で論ずるものではなく、搬送時において、いかに高度の救命医療処置を行い救命率を高めるかということが最も重要なことである。</p> <p>・また、本施策は本県の救急医療体制の整備と密接不可分の関係にあり、搬送時間の短縮を本政策の枠組みの中で検討するのは非常に困難である。本施策は、政策2「どこに生んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」の中で実施し、当該政策の中で総合的な検討を行うことが適切と思われる。従って、県総合計画における本施策の位置づけを再検討する。</p> <p>・以上の点から、「政策評価シートB」について、次のとおり内容を追加するものとする。</p> <p>「本県におけるC P A（心肺停止患者）に対する救命率については、高規格救急自動車において救急救命士が救命処置を行った場合と、旧型車において一般救急隊員が救命処置を行った場合とでは2.6ポイント、2.4倍の救命率が向上しており、確実な救命効果が認められている。」</p>				消防課
		4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言事業所数	食の安全安心取組宣言者数(修正)						

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価 部会から適切と 意見が出された 指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
7	国土の保全と災害に強い地域づくり	1	地域ぐるみの防災体制整備	自主防災組織の組織率	同左	<p>・過年度も指摘したが、政策評価指標の「自主防災組織参加率」の実態が見えない。実際には町内会等で構成されているこの組織が、災害時に実質的な自主防災組織として機能するか実態を調査した上で、指標とするにふさわしいか判断する必要がある。</p> <p>・自主防災組織は、大規模災害直後の初期消火や人命救助など被害を軽減するために重要なものであり、その活動状況については、これまで「総合防災訓練の実施計画調査」により、各市町村訓練への参加状況を把握してきたところである。また、今年度新たに自主防災組織の活動状況調査を行い、自主的な訓練や研修会等の実施状況を確認している。その中では、昨年発生した地震の際に避難所における炊き出しや災害時要援護者世帯の安否確認などの活動実態も報告されており、今後とも市町村を通じて、活動状況、実態の把握に努めるものとする。</p> <p>・「地域ぐるみの防災体制整備」を総合的に表す指標の設定は、困難であり、一部分を表す指標を基にしたがら、全体的な評価をせざるを得ないものと考え。</p> <p>その中でも「自主防災組織参加率」（実質は組織加入率）については毎年、全国的な状況を消防庁で公表しており、年次別、他都道府県との比較が可能なものであるため、指標の一つとして提示している。</p> <p>・「政策評価シートB」の記述内容のうち、3項目として下記のとおり追加する。</p> <p>「自主防災組織は地域ぐるみの防災体制の確立にとって重要なファクターであり、その組織率を増やすことは、災害に強い地域の創出に向けたベースを築くものである。」</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・消防庁が公表している全国の自主防災参加率が地域自主防災組織として実質機能しているのであればよいのですが、今年度県独自の調査を行うとのことですが、自主防災組織の実態いかんで指標を考えていくことが必要になるかと思えます。</p> <p>・この実態調査で、住民を対象としたアンケート調査を考えていると思いますが、その際に、年齢・職業・居住層等の個人の属性と地域防災組織の認知、参加の程度を調査してもらえると労働形態や生活パターンの多様化時代の実態が把握されると考えます。参考にしてください。</p> <p>【上記意見に対する県の対応】</p> <p>・従来からの指標である「自主防災組織参加率」を「自主防災組織の組織率」に改めるとともに、さらに新たな指標として「各市町村における防災・震災訓練参加者数」を加えることにしました。</p> <p>・「防災マップの整備率」についても、1市町村全体で1部作成すればいいのかがどうかは各市町村の状況により判断がまちまちになるなど、評価が行われるのに最も適切な指標を設定するのが難しい状況にある。今後、新たな指標の設定についても十分検討していきたいと考えている。</p> <p>・「自主防災組織参加率」の定義があいまいである。むしろ「防災マップの整備率」のほうが指標として望ましいのではないか。</p>	<p>・昨年度問題とされた「自主防災組織参加率」は「自主防災組織の組織率」と呼称が変更されたが、依然として実態が不明確であり信頼性が問題。消防庁の全国調査に基づくとしても、各県毎に基準が異なる可能性がある。一尺度として使用するためには、組織化された世帯での防災意識・災害時の行動規範、防災訓練参加率などの実態把握が必要ではないか。</p> <p>・今回、自主防災組織の組織率が低下した原因の分析とその対応策の検討が必要である。</p>	<p>・自主防災組織とは、平時に防災訓練の実施、防災知識の啓発等、災害時に初期消火、住民等の避難誘導等の活動を行う組織で、当該指標については適切なものと考えているが、自主防災組織の活動状況の実態については、昨年度に引き続き市町村を通じ把握に努める。</p> <p>・組織率の低下(-0.81%)については世帯数の社会減（又は増）等の要因が考えられるが、基本的には昨年と同水準を維持していると判断している。なお、組織数は増加傾向にあり、今後とも地域リーダー等の育成に努め、組織率の向上を図る。</p>	危機対策課		
						各市町村における防災・震災訓練参加者数	同左	<p>・政策評価指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」が追加されたことは評価できるが、実施主体が市町村の都合だけなのか、県あるいは国レベルの広域訓練も含むのかあいまいである。また、市町村における防災・震災訓練参加者数の目標値を2003年ベースとする根拠が不明である。なお、当該指標では天候等による乱高下が生じる可能性があるため、むしろ「過去5年間防災訓練参加者率」など平滑化した指標のほうが望ましいと思われる。</p>	<p>・市町村実施のみを対象とした指標である。2000～2003年度までの参加者数は年度ごとに増減はあるものの、減少傾向にあることから、この期間の最低参加者数以上を維持することを目標とした。</p>	危機対策課	

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価 部会 から適 切と意 見が出 された 指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
7	県土の保全と災害に強い地域づくり	2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	同左	<p>・ハザードマップが市町村単位で作成されているため、政策評価指標を作成市町村数としているが、ハザードマップが作成された流域の人口(県人口のシェア)として表すことができない。</p> <p>・ハザードマップの作成主体は市町村のため、市町村数を指標とすることは適当と思われる。</p> <p>・ハザードマップが作成された流域の人口(県人口のシェア)を指標とする場合、複数の河川流域に跨る市町村では、流域毎に人口を分別する必要がある。流域には浸水が想定される区域と想定されない区域があり、洪水ハザードマップの指標として用いる場合には、浸水が想定される区域内の人口が適当と思われるが、その場合、直轄河川と県管理河川で浸水想定区域の計画規模が大きく異なるため、重複する区域の取り扱い等について、検討が必要となり、指標とすることは難しい。</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・分科会では市町村単位でなくハザードマップ作成した流域人口単位で指標作成を提案していますが、流域ごとの人口把握が困難であることについて、機会があれば再度相談していただけると幸いです。</p> <p>【上記意見に対する県の対応】</p> <p>・県管理河川の浸水想定区域内人口、資産等については1kmメッシュのデータを元に河川流域ごとに算定し、整理していますが、直轄管理河川の浸水想定区域内人口、資産等については整理されていません。(例: 追町は、直轄管理の北上川の浸水想定区域となっているため、県管理の迫川の浸水想定区域ですが資産・人口等について整理されていません。)</p> <p>・また、浸水想定区域についても県内全域を簡易に整理しているため、その後、詳細に検討した浸水想定区域とは違っており、区域内人口等についても概算値となっています。</p> <p>・これらを詳細に整理するためには、新たに委託検討を行い直轄管理河川を含めた河川ごとの浸水想定区域内市町村別人口、資産等を把握する必要があります。</p>	<p>・政策評価指標「ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)」の目標値と現状との乖離があり一層の推進が必要である。なお、ハザードマップ作成の義務化に伴い、数年以内に当該指標の設定自体意味がなくなるので、新たな指標の検討が必要である。</p> <p>・施策3「土砂災害対策」の政策評価指標のようにハード・ソフト対策込みの指標となるよう工夫を望む。</p>	<p>・洪水ハザードマップの作成については、水防法の改正や補助制度の新設により推進するものと考えられるが、県としても市町村の意識を啓発するような取組を今後とも推進していきたいと考えている。また、新たなソフト対策の指標についても今後検討していきたいと考えている。</p> <p>・「水害から地域を守る河川等の整備」の指標としては、浸水区域の治水安全度の向上をハード対策の効果とソフト対策の実施状況により評価することが最適と思われる。しかし、低平地が多い当県では、浸水想定区域が複数の河川で重複すること、河川により計画規模が異なること、一連区間の改修が完了しないと浸水想定区域の治水安全度が向上しないこと、河川改修が完了しても水被害の危険性があることなどから、ハード対策の効果を的確に評価することは非常に難しい状況にある。さらに、県管理河川の延長は約2,100kmと非常に長く、要改修区間(1,366km)の整備率は現在35.6%、増加率は年0.3%程度であり、河川改修には非常に多くの時間と費用を要することから、ハード対策の指標を設定することは非常に難しいと思われる。</p> <p>このような課題があるが、頂いた意見を踏まえ、今後、ハード対策の指標を検討していきたいと考えている。</p>	河川課		
						<p>・予算的に大半を占める、ハード的な河川改修事業が政策評価指標に反映されないのは誤解を招く。ハザードマップの整備エリアと、たとえば1/30確率流量で氾濫が生じないエリアを合計した面積比率などを指標とするのが、施策3(土砂災害)と整合的である。</p> <p>・河川改修事業は、事業延長および事業期間が非常に長く、一連区間の整備によりその効果を発揮するものである。そのため10年、20年という長期の指標として用いることは適当と思われるが、現在のように単年度で評価する場合、進捗率が非常に小さく、目標の設定や達成について評価することが困難と思われる。</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・河川改修事業が長期に及ぶものであることは承知しております。アウトカム指標設定の困難性は理解できますが、当該施策が全てハザードマップづくりで説明されると施策全体を評価していることになりません。そこで、アウトカム指標は別としても事業の優先順位、事業の進捗状況、事業貢献等の付加的情報の掲載を望みます。</p> <p>【上記意見に対する県の対応】</p> <p>・河川改修事業の指標としては、河川整備率(要改修延長に対する整備延長)を用いることが考えられますが、平成15年度の整備率は35.4%であり、年平均上昇率は0.3%程度です。この整備率を指標とする場合、目標の設定、および評価が問題と思われる。</p> <p>・また、事業実施区間延長に対する改修延長を指標とすることも考えられますが、事業が完成した場合、次の事業に着手するため、延長等が変化することから、継続的な指標として取り扱うことは難しいと思われる。</p>					

施策体系			H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号			施策名	委員意見	県の対応方針	委員意見		
7	県土の保全と災害に強い地域づくり	3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策実施箇所重点危険箇所数及び率としているが、率は整備対象数(分母)が変化することもあるので、対象箇所数を基本としてはどうか。 ・指標については、整備対象箇所数が増えることもあるため、対象箇所数を基本とする方向とし、また指標名については、もっと県民に分かり易い指標名に修正することを検討する。 【その後の経過】 ・指標については、危険箇所数とし、指標名を「土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数」に修正した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード・ソフト施策を組み合わせた政策評価指標となっており、バランスが取れている。 			防災砂防課
		5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新平均年数	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数(修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標が「学校等公共機関等の耐震化率」では施策7の施策名「公共施設等の耐震改修」との間連もあり望ましくない。たとえば、地震計や潮位計の配備による初期観測体制の強化や、ブロック塀の撤去や住宅の耐震化などの被害軽減対策、ライフラインに冗長性を持たせるなどの信頼性向上対策、避難誘導計画などの様々なレベルの対策が総合的に考慮されるべきである。 ・政策評価でも記述しているが、当該施策の枠組みが震災対策全般にわたるものではなく、「その他の震災対策の推進」である。このことから、「学校等公共機関等の耐震化率」を指標とすることは適切ではなく、この枠組みに当てはめられる事業によって指標が設定されるべきである。 ・「その他」の施策としては、ブロック塀耐震支援・家具転倒防止など、また震災被災住宅再建助成支援・危険度判定士ボランティア登録といったものが分類されると想定されるが、それら施策の成果を把握できる指標の設定を検討する。 【上記対応方針に対する委員意見】 ・当該施策が震災全体を網羅しているものではなく、その他の震災対策の推進であることはわかりました。新たな指標設定に期待します。 【その後の経過】 ・新たな指標として「各市町村防災計画(震災対策編)の更新平均年数」を設定することにしました。 ・ブロック塀の撤去や住宅の耐震化の施策は「対処すべき件数」の把握が困難であること、また、仮に推定で算出しても、「対処すべき件数」が膨大であり、達成率が著しく低い数値となることから、指標としての設定は不適切である。 【その後の経過】 ・新たな指標として「各市町村防災計画(震災対策編)の更新平均年数」を設定することにしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村防災計画(震災対策編)の更新平均年数」を政策評価指標としているが、全ての市町村で見直し更新をすべきか否かの判断材料がない。計画を完全に近い市町村とそうでない市町村とは、更新を要する頻度は異なると思われる。 ・県・市町村の共同で地域防災計画見直しの基準を策定し、見直しが必要な市町村を定めた上で、防災計画を見直した市町村数(割合)を指標とした方が実質的である。 ・機会あるごとに、見直しの基準を示し、修正要請をしているが、必要な市町村等の把握などを行っていないことから、今後検討していきたい。なお、今後は施策体系・内容の整理・再考も含め、より実質的な指標について検討する。 			危機対策課
		6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	防火水槽設置数	消防水利の基準に対する充足率(変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標は「消防防災施設・設備の整備率」とされているが、消防防災と地震防災は同じではない。基本となる施設・設備数について、消火栓とポンプ車を同じのユニットでカウントすることも問題である。さらに目標値の算定根拠も、平時の消防予算から算出される目標と震災対応とは同列に論じられない。以上の3点を考慮して、指標を再検討されることを希望する。 ・県トータルでの整備率ではなく、基準をクリアしている団体数(市町村や消防団体)を指標としたほうが課題の改善状況が把握しやすい。 ・震災発生時にはその震災による直接的な被害への対応もさることながら、震災に起因して発生が予想される火災への対応も重要であることから、「消防防災施設・設備の整備率」を指標としたもの、また、施設・設備は平時の消防活動、震災発生時の消防活動のいずれにも使用するものとして整備を促進するものである。 ・指標の設定については、指標のとり方と施設・設備の合計数ではなく、各々の施設・設備毎の数量が「消防力の基準」を満たしているかが今後の整備計画における重要な判断要因であると考えられる。したがって、指標は引き続き「消防防災施設・設備の整備率」とするが、その整備率の算出方法は各施設・設備毎の整備率を考慮したものとしよう。今後検討していく。 【上記対応方針に対する委員意見】 ・分科会で指摘しましたように、通常の消防活動と震災対策としての消防活動では、基本となる施設・設備の質・量が異なると考えます。県対応方針では平時の消防活動と震災発生時の消防活動のいずれにも使用するものとして整備するとの回答でしたが、平時時と震災時の両方を満たすものなのでしょうか。 【上記意見に対する県の対応】 ・地震防災のための消防防災施設・設備の整備に関する指標を再検討した結果、震災発生時には被害の拡大を抑止するために特に重要なものとして、「防火水槽設置数」及び「消防ポンプ自動車数」の2点を指標とすることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標「防火水槽設置数」や「消防ポンプ自動車数」の目標値の根拠は平時の「消防力の基準」と考えられることから、地震防災の目標値としての根拠の説明が必要である。なお、指標の実績値は毎年把握できるような県独自の調査が望まれる。 ・指標について、道路ネットワークが維持されなければ消防ポンプ車も役立たないという意味で、例えば道路の冗長性のような指標を工夫すべき。 ・施設・設備の数でなく、整備水準の達している市町村数、施設・設備のカバー面積・人口等といった指標も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防力の基準は、意見のとおり平時の基準であり地震防災に特化したものではない。しかしながら、平時の消防力を向上させることが、ひいては地震防災に寄与するものと考えられる。 ・なお、指標実績値は、できる限り現況値の把握に努めたいと考えるが、市町村に新たな負担を強いことになるので、限界もある。 ・明確に指標として示すことはできないが、大規模地震直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために策定している緊急輸送道路のうち1次防災拠点を結ぶ1次緊急輸送道路については、原則2つのルート確保に努めている。 ・平時の基準に基づく整備水準ではあるが、3年毎に実施される消防施設整備計画実態調査のデータを指標として使用することが適当か検討する。 		
			消防ポンプ自動車数	119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合(変更)						消防課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
8	地球環境の保全	1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	同左			<p>(政策全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標の実績値は3～4年前のデータから算出しており、前年度の県の施策の有効性を正當に評価することができない。県内部の統計データを用いるなど、国の公表を待たずスピーディに指標の実績値が算出できる方法を検討すべきである。 <p>(当該施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の政策評価指標「一人当たり二酸化炭素年間排出量」を削除した理由の説明が不十分である。 	<p>(政策全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の政策評価指標は、その基礎となる統計データが確認できる時期との関係で、直近の施策評価に用いる上では課題を有するものとの認識を持っている。このため、今後この政策を構成する「新エネルギー等の導入促進」に関しては、より早期に確認可能な実績値を把握する方法を検討させていただきたいと考えている。 一方で、この指標は地球環境の保全という政策レベルでの最終的な成果を確認する上では中長期的に適切な指標性を有するものとも考えており、個別事業の短期的な事業成果については、その内容に応じた個別の成果を示すなど、より分かりやすい説明に努めることで、政策レベルの指標の課題を補完していく。 <p>(当該施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄の計6種類のガスを対象としている。こうした国内外の動向を踏まえ、平成16年3月に策定した脱・二酸化炭素連綿みやぎ推進計画では、排出抑制の対象とする温室効果ガスを同様の6種類のガスとし、削減目標を県民1人当たりの温室効果ガス排出量に設定した。政策評価指標の変更は、これを反映したものである。 	環境政策課	
		2	新エネルギー等の導入促進	1人当たり温室効果ガス年間排出量	自然エネルギー等導入量(原油換算kl)(新設)			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標は従来の「一人当たり二酸化炭素年間排出量」から「1人当たり温室効果ガス年間排出量」に変更したが、その結果、ますますばけた指標となり問題である。例えば、「新エネルギーによる発電量」とすることが適切と思われる。なお、指標の変更には前向きに相談に応ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー等の導入促進に関しては、現在進めている基本計画の策定にあわせて、早期に確認可能な実績値を把握する方法でその進捗管理に努めたいと考えており、これにともなう政策評価指標の変更については、知見を有する関係者のご助言を得ながら進めていきたいと考えている。 	環境政策課	

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 から適切と 意見が出 された 指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
9	環境 負荷の 少ない 地域づ くりの 推進	1	大気環境の保全	窒素酸化物排 出量(自動車 からの)	同左			・政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」 自体は妥当と思われるが、目標値を達成することは困難 な状況である。目標値の見直しを検討するとともに、評 定方法は計算値でなく実測値を考慮したものとするなど の検討も必要ではないか。	・目標値の見直しや実測値を考慮した算定方法について 検討を行い、次期自動車交通公害防止計画に反映させたい。		環境対策 課
		2	河川や湖沼、海等 の水環境の保全	公共用水域 (河川・湖沼・ 海域)の水質	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・施策2「水環境の保全」については指標の妥当性につ いて問題点が記述されており評価できるが、施策1「大 気環境の保全」の政策評価指標(自動車からの窒素酸化 物排出量)は、必ずしも県民がわかりやすいとは言えな い。サブ的な指標も検討されたい。 ・政策評価指標の仮目標値は達成しているにもかかわらず 、県民の満足度は低い(50)。その原因を検討し対策を 講ずる必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車由来の大気汚染指標として、窒素酸化物排出量 が最適と考え評価指標としてきたが、県民にわかりやす いという観点から、サブ指標を検討していきたい。 ・政策評価指標の平成14年度現況値は1.8mg/l であり、指標値の2mg/lは達成している。 ・県民はかけがえのない環境のよりよい保全を重要視し ているが、一部でも汚れている水域があれば現状には満 足しないと思われ、これがかい離の原因となっていると 考えられる。 ・類型別水質(平成14年度 年平均値) 河川 A A類型 0.6mg/l A類型 0.9mg/l B類型 1.3mg /l C類型 2.0mg/l D類型 1.7mg/l E類型 2.3mg/l 湖沼 A A類型 2.6mg/l A類型 3.3mg/l B類型 8.8mg /l 海域 A A類型 2.0mg/l B類型 1.7mg/l C類型 2.9mg/l ・平成14年度の水質測定結果では湖沼、海域の一部の 水域で、環境基準を達成していない。 ・今後も環境基準の達成及びより上位の類型への見直し の検討が必要であると考えられる。 				環境対策 課
		6	ダイオキシン類や PCB廃棄物等の 化学物質の低減 及び適正処理の 推進	ダイオキシン類 排出量(一般 廃棄物焼却施 設からの)	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標(ダイオキシン類排出量)の測定方法(実測 値か理論値か)が明示されておらず、わかりやすい説明が なされるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の排出量は、一般廃棄物焼却施設から 排出されるダイオキシン類濃度の実測値を用いて、これ に焼却量、施設稼働日数等を乗じて算出した数値であ る。 				

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 から適切と 意見が出 された 指標	指標 担当課	
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針			
10	豊かな自然環境の保全・創造	1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	同左	・政策評価指標(自然環境が保護されている地域の割合)は仮目標値、現況値ともに26%であるが、平成22年度の目標値も26%のままに設定していることは、自然環境を積極的に保護する姿勢が見られないので問題。	・本県の自然公園や県自然環境保全地域等の指定面積は全面的に見ても、上位に位置づけられる状況にあるが、開発ニーズによる地域指定解除の要望も絶えずあり、今後とも地域指定により自然環境を保全する上で、現況値の維持が求められる必要であると考え、平成22年度の目標値も26%としている。なお、地域の追加指定については積極的に対応することとしている。				自然保護課	
		5	森林の適正な管理	民有林の人工林間伐実行面積割合	同左							森林整備課
		6	自然とふれあう場や機会の提供	みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)	同左	・政策評価指標(みどりとふれあえる空間の面積)が仮目標値に満たない理由を記述し、達成に向けた方策を検討する必要がある。 ・仮目標値2,925haに対し、現況値は2,812haとなっており、その理由は次のとおりである。 生活環境保全整備事業による森林レクリエーション施設整備が自治体の緊縮財政などにより、要望が少なくなっている。 七ヶ森森林公園整備事業における整備計画(217ha)の内138haを取得したが、森林公園としての整備手法を検討中であることから面積を計上するに至っていない。 ・今後は、治山事業の計画とあわせて目標値(面積)の見直しを図る。 ・七ヶ森森林公園整備については、平成16年度に「新たな森林公園」の整備に向けて整備検討委員会を立ち上げ、利用目的や整備の手法を検討する。 【その後の経過】 ・七ヶ森森林公園整備事業について新たな森林公園づくりを目指してH17年からH19年まで七ヶ森森林公園整備方針検討会開催などの経費を計上した。 ・生活環境保全整備事業により整備した森林レクリエーション施設は、管理人が常駐しない無人施設が多く、また、利用者数を計測する設備の設置も財政的から困難であることから利用者数を新たな指標とすることは、現実的に困難な状況にある。他の新たな指標について継続して検討していくが、新たな指標が見出せない現在、指標としている「森林公園等の面積」の増加は、利用者のニーズ(利用)につながるものであるため、当面「森林公園等の面積」を指標として維持したい。						自然保護課

施策体系				H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会から適切と意見が出された指標	指標担当課	
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	H17年度政策評価指標名	H18年度政策評価指標名(見直し後)	委員意見	県の対応方針			委員意見
11	循環型社会の形成	1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	同左	・政策評価指標(1日1人当たりごみ排出量)が仮目標値に満たない理由を記述し、達成に向けた方策を検討する必要がある。 ・平成12年度までは、ダイオキシン類問題による野焼き自粛、家電リサイクル法の施行による粗大ごみの駆け込み排出によって指標値が増加していたと考えられる。 ・県全体としては、県内のごみ排出量の半分近くを占める仙台市及び仙南地域の減少によって平成13・14年度とも減少傾向にあるが、市部や観光地においては、なお排出量が多い状況にある。 ・今後とも、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の推進や生ごみのリサイクル等を支援するとともに、平成15年度から開始した市町村に対する支援の充実を図っていく。 【その後の経過】 ・平成17年度も引き続き「ごみ減量化・再資源化促進事業」を実施し、市町村のごみの減量化・再資源化への取組を支援する。 ・政策評価指標の目標値の再検討は必要ないか。ある程度現実的な目標値があつてはじめて政策評価指標の達成度をもって評価することが可能となる。	・平成12年度までは、ダイオキシン類問題による野焼き自粛、家電リサイクル法の施行による粗大ごみの駆け込み排出によって指標値が増加していたと考えられる。 ・県全体としては、県内のごみ排出量の半分近くを占める仙台市及び仙南地域の減少によって平成13・14年度とも減少傾向にあるが、市部や観光地においては、なお排出量が多い状況にある。 ・今後とも、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の推進や生ごみのリサイクル等を支援するとともに、平成15年度から開始した市町村に対する支援の充実を図っていく。 【その後の経過】 ・平成17年度も引き続き「ごみ減量化・再資源化促進事業」を実施し、市町村のごみの減量化・再資源化への取組を支援する。 ・政策評価指標の目標値については、平成17年度に予定している「宮城県廃棄物処理計画」の中間見直しにおいて再検討したい。 ・平成17年度は「廃棄物処理計画策定事業」を計上しており、廃棄物処理計画の中間見直しを行うこととしている。	(政策全体) ・政策評価指標の排出量(一廃・産廃)の目標値は1997年の排出量レベルとしているが、全国平均と本県の推移とは大きく異なっており(全国は過去10年間ほぼ1100g/人・人程度で推移。本県は880・1100と増加傾向)。その要因を詳細に分析した上で目標値を設定すべきである。 ・政策評価指標の目標値と現況値にあまりに大きな乖離がある場合は、達成可能なレベルへ変更することの検討も必要ではないか。	(政策全体) ・施策1～施策3については、内容的に関係が深いものも多く、事業も重複しているものが多いため、同一指標で評価しているものとなっているが、今年度行つては「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で現状分析や事業等を整理し、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討する。	資源環境推進課
				産業廃棄物排出量	同左	・データを分析する限り、政策評価指標の「産業廃棄物の再生利用率」は頭打ちの状態と思われる。埋立処分率も7%程度と高いレベルを確保している。どの廃棄物をリサイクルすれば目標が達成できるのかを示す必要がある。 ・なお、政策評価指標分析カードでは当該指標の難易度を「実現がかなり困難なチャレンジ型目標」としているが、実績値は目標値に肉薄しており見直しが必要ではないか。 ・一般廃棄物のリサイクルについては、進んでいる仙台市とそれ以外の地域を分けて分類・解析し、それぞれの地域特性に応じた対策を講じるべきである。なお、目標値は年々一定割合で上昇するが、実績との乖離は広がる傾向であることを認識し見直しが必要がある。	・今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で指摘のような現状分析を加えており、重点プログラム等を設定し、事業等の整理などを行うとともに、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討することとしており、現在、目標達成に向け「下水汚泥」、「建設廃棄物(がれき類・木くず)」、「食品廃棄物(動物性残さを含む)」等の3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))に重点的に取り組むこととしている。 ・全体的には、目標値に対して達成が困難と思っているが、目標値に肉薄している「産業廃棄物の再生利用率」については、新たな目標値について検討している。	資源環境推進課		
		2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	産業廃棄物再生利用率(修正)	・政策評価指標(産業廃棄物再生利用率)は、施策目的を直接反映するものではなく評価のツールとして使えない。県の取り組みが反映できる別の指標を検討されたらいい。	・「産業物の適正処理の推進」については、適当な指標が見あたらない状況にあるが、今後とも継続して新たな指標の設定について検討する。	・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は適当ではない。リサイクルされている廃棄物の環境汚染防止処理件数や、不法投棄防止事業等による成果がわかるような指標が望ましい。	・不法投棄防止事業等の成果を踏まえながら、新たな指標の設定について検討していく。	資源環境推進課
				ごみのリサイクル率	同左					資源環境推進課
		3	廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物再生利用率	不適正処分された産業廃棄物の残存量(新設)					資源環境推進課
				ごみのリサイクル率						廃棄物対策課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	1	創造的研究開発の推進	産業技術研究成果普及率	同左			<p>(政策全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「産業技術研究成果普及率」を全ての施策に適用しているが、商品化・実用化等の定義が必ずしも明確でないため、研究開発が実際にどのような成果(効果)をもたらしているのかの評価・判断が難しい。普及率の定義を明確にし、施策を超えて適用できるよう、定義の統一をはかる必要がある。また、知的所有権の登録件数等、外部にも具体的な成果が見える評価指標が必要である。 <p>(当該施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。 	<p>(政策全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の試験研究機関における研究開発の推進にあたっては、産業界のニーズを的確に把握しながら地域産業の振興に貢献することを基本方針としている。特許出願数等も指標となりうるものと考えられるが、地域への波及効果に重きを置き、特許を活用した商品開発や生産現場への技術導入、技術相談件数などを加味したものととして「研究成果普及率」を指標としている。なお、本指標では、商品化・実用化等の普及に関する考え方をより明確にし、指標としての有効性を高めていきたい。(他産業系の評価指標についても同様) <p>(当該施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施策分野に係る「業際連携型プロジェクト」は、平成13年度から取り組みを開始し、共同研究の内容充実、深化を重ねて今日に至っている。これまで取り組んだ4つのプロジェクトについては、プロジェクトの総量や各産業系の評価指標との整合性から総括した「研究成果普及率」で示しているが、これに代わる適切な指標は現時点ではみあたらず、今後検討していきたい。 		研究開発推進課
		2	農業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	同左 (農業分野)			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。生産者、消費者の意識が急速に変化しており、スピードと消費ニーズにあった開発がどのように進んでいるのかわかりやすい指標が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。 		研究開発推進課
		3	林業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	同左 (林業分野)			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。林業分野に特化した研究開発の普及度、技術相談件数等、実態を踏まえた指標とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。 		研究開発推進課
		4	水産業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	同左 (水産分野)			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。また、事業分析カードでは研究成果の移転件数、相談件数、知的所有権等、当水産試験場の研究成果が見える指標が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。 		研究開発推進課
		5	工業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	同左 (工業分野)			<ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。業績指標を単に「試験研究課題数」としているが、研究の「内容・重要性」が大事であり、そのような視点を表現するよう工夫されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。業績指標における「質」の重要性については、今後、研究の「内容・重要性」が反映できる指標を検討していきたい。 		研究開発推進課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課		
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針				
13	新成長産業の創出・育成	1	医療・福祉関連産業の創出・育成	医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数	同左			(政策全体) ・新成長産業の創出・育成の成果を、全県民に対しアピールできるような政策評価指標の検討を継続的に取り組んでほしい。 (当該施策) ・前述のとおり、医療と福祉の評価を一緒に行うことは必ずしも適切とは思えない。政策評価指標も分けて検証する必要がある。	(政策全体) ・指標については、表現力のあるものへの変更を検討する。 (当該施策) ・これまで、機器開発を中心に政策評価指標としてきたところであるので、医療分野と福祉分野という括りで下記指標などについて検討したい。 医療関係：医療関係の産学・産産マッチング件数 福祉関係：試作品の数・商品化数		新産業振興課		
		2	環境関連産業の創出・育成	環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数	同左			・政策評価指標の目標値達成とともに施策満足度も上昇しており、指標設定の妥当性が確認できる。	・引き続き指標等の向上に努めていく。		新産業振興課		
		3	IT(情報技術)関連産業の創出・育成	高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数	同左				・政策評価指標「高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数」は、目標値と実現値との乖離が縮まりそうにない。目標値の設定について見直しが必要ではないか。	・ほかに適当な公的指標が存在しないことから、政策評価指標については、引き続き現指標を使用することとする。 ・目標設定当時の予測に反して、現在の経済が厳しい環境に置かれていることから、目標値については現実に見合った数字・伸び率の採用ができないか可能性を検討したい。		情報産業振興室	
		4	食関連産業の創出・育成	新たな食ビジネスへの進出企業数	新たな機能性加工食品の売上を計上した企業の数(修正)	・政策評価指標「新たな食ビジネスへの進出企業数」の達成度は高いが、成果指標として生産・販売実績の視点も必要である。 ・評価の指標としては、県の行った事業により反映される効果を適時、安定的に、より低コストで把握すべきものが妥当と考える。本施策を構成する事業群には、事業者が設定した「食ホスピタリティ指標」への自発的な参加を促すなど資金支援を伴わないものも含まれている。そのため、これら事業者などからの詳細な生産・販売実績の把握は困難であり、適時、安定的な把握が求められる評価指標とすることは難しいものとする。		・指標の中に食のホスピタリティ関連の事業が含まれているため、かえて指標の意味や内容が混乱している。純粋な開発プロジェクトへの進出企業数の方に絞った方がよいと思われる。	・指標は、機能性食品の商品化取組み件数で検討する。		新産業振興課		
		6	起業家の育成		起業家及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率)	同左							新産業振興課
					起業家講座・経営塾の支援による創業者、中小企業者等の株式公開企業数と事業所開業率	起業家講座・経営塾の支援による創業者、中小企業者等の事業所開業率(修正)			・政策評価指標「株式公開企業数」はハードルが高く、成長期間が必要であることから早急に見直しが必要である。	・「株式公開企業数」という指標は、起業家として目指して欲しい目標であるが、短期間で実現することは難しい。目標としてより適切で効果が現れやすい指標の設定を検討したい。		新産業振興課	

施策体系			H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 会から適切 と意見が出 された指標	指標 担当課	
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号			施策名	委員意見	県の対応方針	委員意見			県の対応方針
14	新しい時代を担う産業人の育成	1	農林水産業の発展を担う人材の育成	意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定農業者数 ・認定林業事業体数 ・専門的漁業経営体数の割合 ・新規農林水産業就業者数	同左					農業振興課 林業振興課 経営金融課 産業人材育成課	
		2	製造業等の発展を担う人材の育成	技能検定合格者数(累計)	同左					産業人材育成課	
		3	商業・サービス業の発展を担う人材の育成	商業・サービス業における研修受講者数及び研修参加企業の業務改善達成率	商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等) (修正)						経営金融課
		4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数	同左						新産業振興課
15	普及推進 高度な産業技術の	6	産学官連携による技術の普及	先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数	同左					新産業振興課	

施策体系				H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会から適切と意見が出された指標	指標担当課	
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	H17年度政策評価指標名	H18年度政策評価指標名(見直し後)	委員意見	県の対応方針			委員意見
16	産業界の創出の連携と地域資源の活用による産業活	1	農林水産物の付加価値の向上	アグリビジネス生産額	アグリビジネス経営体数(修正)					食産業・商業振興課
		2	農林水産業や観光産業などの産業界間の連携	地域資源活用事業創出件数	同左					食産業・商業振興課
		3	地域資源を活用した観光産業の振興	観光客入込数	同左					観光課
		7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	中心市街地活性化基本計画策定市町村数及びTMO認定数	中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数(修正)					食産業・商業振興課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	1	米、麦、大豆の 高品質化と低コスト 化	みやぎ産品認 知度・シェア ・農畜産物(生 産額20億円以 上の品目数)	同左	・施策と政策評価指標「生産額20億円以上の品目数」の間に距離があるように感じる。指標の見直しは直接的にみることのできるサブ指標を工夫してみる必要がある。消費者の視点から品質を見るような指標が望ましい。 ・政策評価指標の品目には施策と関係のない野菜・畜産物8品目(肉牛・生牛乳・鶏卵・豚・プロイラー・いちご・きゅうり・ほうれん草)が含まれており指標の見直しが必要である。	・本県産米などの競争力を向上させるには高品質化と低コストとともに、安定生産も重要であり生産額に係る指標は必要である。今後、サブ指標に対応するものとして、施策の目的をより的確に捉えるため、消費者の視点から品質を見ることが出来るサブ指標を「事業分析カード」に掲載することを今後検討する。 ・政策評価指標の現在の設定品目については、評価対象外の事業も含めた施策全体として本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものであり、今後もこの方針で実施していきたい。なお、上記同様、必要に応じサブ指標での対応を検討したい。	（政策全体） ・本政策の成果をみる最適な指標は「売上実績」である。しかし、施策1「米・麦・大豆」と施策2「野菜・花き・肉牛」が同一指標となっており適切とは言えない。サブ指標等を用い適切に成果が把握できるよう改善する必要がある。 （当該施策） ・前年度も指摘しているが、政策評価指標の対象10品目中、8品目が野菜、畜産物であり、米、麦、大豆に関する成果が確認できず適切とは言えない。例えば、各品目に関する品質、コスト低減をあらわすサブ指標が必要である。	（政策全体） ・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したもので、個別品目については、サブ指標（事業分析カードの成果指標）で対応しており、今年度見直したところである。なお、更に成果等が把握できる内容等について検討したい。 （当該施策） ・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものである。今後、米、麦、大豆の品質及びコスト低減等を表すため、サブ指標（事業分析カードの成果指標）の充実を図ってきたい。	農産園芸課	
		2	野菜・花き・肉牛 等のブランド化と 生産性向上	みやぎ産品認 知度・シェア ・農畜産物(生 産額20億円以 上の品目数)	同左	・政策評価指標「生産額20億円以上の品目数」については、施策1と同様にサブ指標の工夫を求めたい。 ・政策評価指標の品目には施策と関係のない動物2品目(米・大豆)が含まれており指標の見直しが必要である。	・本県野菜・花き等のブランド化と生産性向上を図るためには、安定供給が重要であるので生産額に係る指標は必要である。今後、サブ指標に対応するものとして、施策の目的をより的確に捉えた「事業分析カード」の作成を今後検討したい。 ・政策評価指標の現在の設定品目については、評価対象外の事業も含めた施策全体として本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものであり、今後もこの方針で実施していきたい。なお、上記同様、必要に応じサブ指標での対応を検討したい。	・前年度も指摘しているが、施策1と同様に政策評価指標は適切とは言えない。本施策の成果を表す指標が必要である。	・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したもので、個別品目については、サブ指標（事業分析カードの成果指標）で対応している。更に内容等について検討したい。	農産園芸課	
		3	県産木材のブラン ド化と品質の向上	安心・安全なみ やぎ産品の供 給量 ・みやぎブラン ド材(品質基準 適合製材品) 出荷量	同左	・政策評価指標の現況値は仮目標値を上回っており、努力を評価することができる。今後乾燥材の割合をさらに高めるとともに、生産・流通・消費者が一体となった取組みを一層期待したい。	・みやぎブランド材がより多く利用されるためには、住宅産業のニーズである乾燥や寸法精度等の規格をより厳格に確保し、かつトータルコストの低減などにより市場競争力を持つことが重要である。 ・このため、ブランド材生産事業者の拡大や製造技術の向上など生産体制の強化に向け、製材加工分野に積極的に支援するとともに、大工・工務店と木材産産との連携を強化し、需給情報のネットワークを構築するなど県産材の利用拡大に努める。			林業振興課	
		4	県産水産物のブラン ド化と品質の向上	みやぎ産品認 知度・シェア ・水産物(仙 台・東京中央 卸売市場にお ける主要品目 販売額シェア)	同左			・政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア」は産地間競争の状況を反映した妥当な指標といえる。カキやホタテのアクシデントがあったとはいえず、今後もこの指標値が元に戻らないとすれば、事態を深刻に受けとめる必要がある。	・シェア改善のため、カキについては産地判別技術の実証などの信頼回復の取り組み、ホタテについては流通状況を調査の上、認知度向上の取り組みをしていく。	食産業・商業振興課	
		5	有機農産物等の 生産	環境保全型農 業に取り組む 農家数の割合 及び県認証制 度、エコファ ーマー等取り 組む農家数の割 合	同左	・政策評価指標は順調に増加しており、当該施策が一定の効果をおいているものと判断される。今後、この分野の県民の関心はさらに高まるものと予想され、引き続き重点的な取組みが求められる。	・県民の食に対する安全安心志向や環境保全志向は、今後、益々高まっていくと考えられる。これら、有機農産物等の生産に代表されるニーズに対応し、生産者の環境負荷低減の取組みを進めるためには、本施策を積極的に推進する必要がある。 ・生産農家及び団体に対する制度の普及啓発を強化し、県認証制度及びエコファーマーの取組みを促進するとともに、消費者や生産者を対象としたセミナー開催等により環境保全型農業の普及と有機農産物等の認知度向上を図る。			農業振興課	

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 会から適切 と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	6	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化	安心・安全なみやぎ製品の供給量 ・ HACCP方式等高度衛生管理導入施設数 ・ 県産牛の出荷頭数	同左	<p>・ 政策評価指標「HACCP方式導入等施設数」の現況値と仮目標値が大幅にかい離しており見直しが必要である。例えば、宮城県の関係企業の実態に合った「簡易方式」を工夫・導入することで実質的にHACCP対応を強化していく必要がある。その際、他の県からも認知される方式を工夫して欲しい。</p> <p>・ 現在の政策評価指標は対EU・対米輸出に不可欠なHACCP施設認定数の合計値である。しかし、高い衛生水準を持っているもの、対EU・対米輸出を行っていない、あるいは国のHACCP制度の対象とならない食品を製造している事業所ではHACCPを取得しておらず、このことは「安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化」を表す指標として必ずしも実態を正確に反映していないことが明らかとなった。</p> <p>・ 今年度から県では業界全体の衛生レベルの向上を図るため、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価する県独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を創設した。この県独自の認証施設数を加えることにより、より実態を反映した指標となりうると考えられる。なお、本制度については、県内外にPRすることで他県に認知されるよう努めていきたい。</p> <p>【その後の経過】</p> <p>・ 平成16年度に創設した県独自の食品衛生自主管理登録・認証制度による認証施設を対象施設に加えることにより、より実態を反映した指標「安全・安心なみやぎ製品の供給量（HACCP方式等高度衛生管理導入施設数）」に変更した。</p>					漁業振興課 畜産課
		7	県産品の流通・販売の促進	みやぎ産品認知度・シェア ・ 農畜産物(生産額20億円以上の品目数) ・ 水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア) ・ 木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率)	同左			<p>・ 概算でいいので、当該施策の成果としてどれほどの販売額の伸びがあったのかわかる政策評価指標はないし参考データを示して欲しい。成果をもって施策の効果をアピールし、県民の理解を得るという姿勢を絶えず心掛けてほしい。</p>	<p>・ 次年度は、販売金額の伸びに関する参考データを記載する。</p>		農産園芸課 食産業・商業振興課 林業振興課
18	の産業強化 基盤の整備による生産力	5	戦略的な企業誘致	全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合	同左						産業立地推進課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課			
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針					
19	化	腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化	4 中小企業の経営基盤の強化	製造品出荷額	同左	<p>・政策評価指標「製造品出荷額」については、この施策や具体的事業との間にややギャップを感じる。付加価値額や倒産件数の減少などの別の指標についても検討する必要がある。</p> <p>・政策評価指標「製造品出荷額」は、毎年企業規模別に公表され、時系列に計数把握ができること、特別保証実績や相談企業数などの業績指標と異なり、出荷額の増加は経営基盤が強化されたことによる成果を示す指標のひとつと考えられることから、新たに政策評価指標として設定したものである。</p> <p>施策「中小企業の経営基盤の強化」を構成する重点事業は15年度から実施の中小企業再生支援事業（企業再生特別保証事業）のみで、この事業を評価対象事業としているので、施策と事業との間に違和感を感じるが、平成15年度が政策評価の初年度であることから、この指標の推移を見ながら、必要な場合は指標変更についても検討していくこととしている。</p>					経営金融課			
			5 国際化への対応	国際経済コンサルティングの利用事業所数	同左							国際経済課		
				宮城県貿易額	同左							国際経済課		
20	推	産	業・雇用 の二丁 ズの変 化に 対 応 し た 多 様 な 職 業 能 力 開 発 の	1 IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	県の支援による職業技術向上者数	同左						産業人材育成課		
				2 より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	県の支援による職業技術向上者数	同左							産業人材育成課	
				3 職業能力開発のための施設、設備の充実	県の支援による職業技術向上者数	同左								産業人材育成課
				4 高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	県の支援による職業技術向上者数	同左								産業人材育成課
				5 企業内における職業能力開発の推進	県の支援による職業技術向上者数	同左								産業人材育成課
				6 個人が自ら職業能力開発できる環境整備	県の支援による職業技術向上者数	同左								産業人材育成課

施策体系				H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会から適切と意見が出された指標	指標担当課							
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	H17年度政策評価指標名	H18年度政策評価指標名(見直し後)	委員意見	県の対応方針			委員意見	県の対応方針					
21	雇用の安定と勤労者福祉の充実	1	雇用の創出	緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)	同左	・政策評価指標の目標値は達成しているが、臨時雇用(6ヶ月以下就労)が97%を占めており安定した雇用創出とはいえない。	・指標の中心となる緊急地域雇用創出特別基金事業が、安定した雇用までの緊急臨時的雇用を目的とした事業であるため、臨時雇用が多くを占めている状況である。なお、当該基金事業が平成16年度で終了することから、政策評価指標を見直すこととしている。 【その後の経過】 ・関係課と調整を図り、政策評価指標の見直しを行います。							労政・雇用対策課		
		4	女性が働きやすい環境の整備	育児休業取得率	同左										労政・雇用対策課	
				ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	同左											労政・雇用対策課
		5	高齢者の雇用・就業機会の拡大	シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率	同左											労政・雇用対策課
		6	障害者の多様な就業対策	障害者雇用率	同左											労政・雇用対策課
		7	新規学卒者の就職対策	新規高卒者の就職内定(決定)率	同左											労政・雇用対策課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価 部会 から適 切と意 見が出 された 指標	指標 担当課	
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針			
22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	同左	<p>・教育という長期的効果を検証する施策評価として短期間の視野に限定されすぎているようにも思われる。中期的に測定可能な指標の設定を今後検討されたい。</p> <p>・教育政策のようなソフト事業にとっては、今以上に顧客からの視点による指標設定が望まれる。例えば「学校数」ではなく、「生徒がどのように変わったか」というような指標である。</p>	<p>・「生徒がどのように変わったか」というような指標に関しては、平成15年度に政策評価指標の見直しを行い、「総合学科等の新しいタイプの学校数」という指標に加え、児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)や生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)などの指標を新たに設定している。これらの指標は生徒の変容程度を把握することが可能なものであり、指標のような性格を持つ指標であると考えている。政策評価指標の達成度の分析等は次年度の政策評価からとなるため、今後の推移を見守りたいと考えている。</p>	<p>・政策評価指標「総合学科等の新しいタイプの県立学校数」では、既成の学科において特色づくりを行っている学校はカウントされていない。現場の士気を上げるためにも一定基準を設けてそれらについてもカウントすることが必要ではないか。</p>	<p>・現在はすべての高校が何らかの特色ある学校づくりに取り組んでいる状況にあり、個々の学校における取組については、各校のHPに掲載するほか、優れた取組については研修会や高校教育課通信等を通じて全県に周知している。適切な基準の設定が容易でないこと、また、ある一定の基準を設けてカウントするにしても、学校の努力を一律に比較することは困難であり修正は難しいと考える。</p>	高校教育課		
				児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)	児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)					<p>・学習状況調査において通過率60%以上の問題数の割合</p> <p>・授業が分かると答えた児童生徒の割合</p> <p>・家庭での自主的な学習に取り組む児童生徒数の割合</p>	<p>・学習状況調査において通過率60%以上の問題数の割合</p> <p>・授業が分かると答えた児童生徒の割合</p> <p>・家庭での自主的な学習に取り組む児童生徒数の割合(修正)</p>	高校教育課 義務教育課
				生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)	生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校)					<p>・平日に校外での学習時間が2時間以上の生徒の割合</p> <p>・現役進学達成率</p>	<p>・平日に校外での学習時間が2時間以上の生徒の割合</p> <p>・現役進学達成率の全国平均とのかい離(修正)</p>	高校教育課
				外部評価実施学校(小・中・高)の割合	同左							義務教育課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 会から適切 と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	2	不登校児童生徒等への支援	不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)	不登校児童生徒の在籍者比率(小・中学校及び中学校1年の出現率) (修正)						義務教育課
		3	障害児教育の充実	知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合	県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合 (変更)	・指標がもはや妥当性がないのではないかと思われる。より目的に即した指標が必要ではないか。例えば、障害児教育の全体を考えれば、障害児が普通学級に在籍する率が高くなってきている傾向にあり、一般教員の障害児教育の研修を養護学校で行うことが求められている。今後、一般教員と養護教員の相互研修などを指標にしてもよいかと思われる。このように力をつけた教員が多くなれば、新しい学校づくりとも連動すると思われる。	・現在の政策評価指標は、知的障害養護学校における児童生徒の通学の負担軽減及び地域における教育の展開を表わす指標であり、障害児教育全体から考えると一部分を表わす指標であると考えられる。なお、今後、小・中学校に障害のある児童生徒の在籍が増加していくことを踏まえ、より適切な政策評価指標への見直しを検討する。 【上記対応方針に対する委員意見】 ・委員の指摘はこうした指標が現場の努力の進捗と連動していないのではないかと結果として指標の伸びが現場の努力を忠実に反映しないのであれば評価制度がやる気の障害を生むのではないかと、この点から出ていると考えられる(03年度の分科会参照)。この点を充分に含んだ上で、新たな指標作りに取り組みたい。	・難しいかもしれないが、事業の成果が反映できる新たな政策評価指標を検討する段階に来ている。	・現指標は、知的障害養護学校における通学に係る負担軽減及び地域における教育の展開を表すもので、障害児教育全体から考えると一部分を表す指標であることから、課題があると考えており、今後検討したいと考えている。		障害児教育室

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課	
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針			
22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	同左	・指標の見直しが行われており、この点は評価に値する。ただし、新学部成果評価は学部開設後の展開に対するものであるから、どのような指標を設置し大学全体の取り組みを評価すればよいかについて、今後の課題として充分に検討されたい。	・新学部も含めた就職率を指標とし、キャリア開発室の活動状況について、指標分析の中に取り入れていきたい。 【上記対応方針に対する委員意見】 ・コメントに不満はないが、ヒアリングから受けた印象で述べれば、新しい指標が大学全体の活動を統御する数値となるように設定することは部局が考えているよりも困難なことである。また、単一指標で大学活動全体を表現すると、バランスの取れた大学運営に却って支障をきたすこともありうる。これらの点に留意して大学の現場が本質的なストレスを感じないような挑戦目標を設定されたい。 【上記意見に対する県の対応】 ・指標選定にあたっては、見直しも含め、今後、大学側と検討していきたい。	・指標の妥当性についてもやはり疑問があり、今後ともよりよい指標を追求してほしい。	・他の指標の設定について、今後さらに検討していく。		県立大学室	
		6	地域に開かれた学校づくり	全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合	同左							義務教育課 高校教育課
				10日以上授業公開日を設定している学校の割合	同左							
		7	地域社会と学校教育との協働の推進		小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合（新設）							
23	生涯環境にわたって学び楽しめる	1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	みやぎ県民大学受講者数（累計）	同左							生涯学習課
				公立図書館における図書資料貸出数（県民一人当たり）	同左							

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出された 指標	指標 担当課	
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針			
24	男女共同参画社会の形成	1	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	県の審議会等委員の女性比率	同左						男女共同参画推進課	
		4	高齢者がいきいきと生活する社会づくり	高齢者のうち就業・社会活動している者の割合	同左						長寿社会政策課	
		5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	同左							保健福祉総務課
26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数) (修正)			(政策全体) ・施策2と施策3は同一の政策評価指標を採用しているが、施策目的は異なっている。それぞれの施策の効果を適切に測る指標に変更すべきではないか。また、固定施設への来場者数とイベント動員(参加)数を合算した数字に、県の事業がどの程度影響するのかや疑問はある。 (当該施策) ・政策評価指標の参加者数や入場者数について、民間が半分以上を占めては指標として妥当か疑問である。現場の努力が報われる指標が望ましい。	(政策全体) ・鑑賞する側も、表現発表する側でも文化芸術活動への参加状況の総体を量る上では、外観的には各施設やイベントでの出入りによる現在のところ現実的であると判断する。 ・文化芸術施策については、他の自治体や民間団体との個別な活動の集積と協力が不可欠であるので、現在の指標が現実的であると判断する。 (当該施策) ・みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)開催事業のように他の自治体や民間団体との個別な活動の集積と協力の結果が、入場者数や参加者数に反映されることから、文化・芸術活動に親しむための環境づくりに関わる文化芸術施策についての効果測定においてある程度の関連性があるものと考えられる。また、芸術銀河事業では、県内の多数の文化芸術イベントも網羅しており、県内の多くの県民が参加することが期待されており、したがって現在の指標が現実的であると判断する。		生活・文化課	
		3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数) (修正)							生活・文化課
		4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用	食文化の醸成に取り組む市町村の割合	食文化の醸成に取り組む市町村の割合 (修正)				・政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村」について率直に課題が記述されており評価できるが、「存続」とする理由が書かれていない。また、一つ取り組んでも複数取り組んでもカウントは1町であることから実態がうまく数字に表せるよう工夫がほしい。	・現在の政策評価指標は課題を有するが、現実的に他の数値に代え難いので存続する。ただし、当初策定時の比較上の一貫性を持たせるため、当初計画策定時点の市町村数を参考数値として表示する。なお、同一市町村内での取組数については、何をもって一とするか(地区なのか、事業予算なのか、どの程度の取組かなど)、実際のカウントが難しいが、今後実態を数字に表せるよう検討したい。		生活・文化課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と 意見が出 された 指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
27	地域多様な主体の協働による推進	2	NPO(民間の非営利組織)の活動の支援	NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位)	同左	<p>・政策評価指標の「法人設立認証数」は新規設立分(フロー)か、既存を含めた総数(ストック)か曖昧である(当然後者が妥当)。</p> <p>・NPO法人の数だけを指標にすると、複数法人の合併(国や他県認証法人への併合を含む)による広域化・大規模化がマイナス評価となるが、数の減少は必ずしも活動の低調さを意味しない。</p> <p>・NPOの構成人員や活動予算は活動水準の指標になり得る。従って政策評価指標もそれに基づくことが適切であると考えられる。</p>	<p>・現行の政策評価指標「法人設立認証数」は、「既存を含めた総数(ストック)」である。「曖昧である」とのご指摘であるので、来年度の評価シートB作成の際には、ストックであることの明確な説明を加えたい。</p> <p>・現行の政策評価指標「法人設立認証数」は「広域化・大規模化」を反映できる指標ではないが、これまで当県においてはNPO法人の「合併」の例はないことを考慮すると、当面は「法人設立認証数」を指標とする事が妥当と考える。</p> <p>・ご指摘のとおり「NPOの構成人員や活動予算」については、一つの指標となりうると思われるが、そのようなデータを把握している調査は、5年に1回程度実施する予定としており、毎年度の推移をモニタリングすることができないため、政策評価指標とすることについては、慎重な検討が必要と考える。</p>				NPO活動促進室

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	同左	<p>・現況値が仮目標値を大きく下回り、目標値の下方修正の時期にあると考えられる。</p> <p>＜理由＞ この数年の需要低迷は国際テロやSARS等の影響と考えられるが、これが取り除かれれば目標値に向かって軌道修正されるとは考えにくい。 目標値である交通需要量は運輸事業の経営の基礎となるものであり、社会経済情勢に変化に応じ、定期的にチェックする必要がある。 平成15年度に最新の社会経済情勢に基づく需要予測検証作業を行っており、この成果を活かすべきである。</p> <p>・航空の場合、路線が無ければ潜在需要があっても利用できない性質があり、航空路線・便数の維持が重要であるが、シンガポール・香港・ホノルル便の撤退に加えて、閑空便の消滅により国際旅客は多くが成田へ流れざるを得ない。その意味で平均搭乗率×便数なども一種の指標たりえる。</p>	<p>・指標の目標値については、政策評価指標分析カードの指標妥当性検証欄に記載のとおり、平成15年度に実施した最新の社会経済情勢を踏まえた需要予測検証の結果に基づき、今年度内の修正を予定している。 【その後の経過】 ・左記のとおり、平成15年度「仙台空港アクセス鉄道の需要予測検証」に基づき目標値を変更した。</p> <p>・新たな指標については、検討課題としたい。</p>	<p>・政策評価指標「仙台空港利用者数」の需要目標値の前提条件や今回見直しのポイント等を分析カード等で説明されたい。なお、本指標はテロやSARSなどの外部要因の影響を受けるので、増加した場合でも必ずしも県の施策が功を奏したとは言えない。(施策2でも同様。)</p>	<p>・政策評価指標目標値については、今後、「政策評価指標の解説」に説明を追加する。</p>	臨空地域整備推進課	
		2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	同左	<p>・アクセス鉄道等のストック形成期であり、政策評価指標の「空港利用者数」はなじまず、読み手が混乱する。空港利用者数を継続するであれば、政策評価分析カード(3)政策評価指標の妥当性欄に「ストック形成期であり現段階では評価できないが、供用後の評価が期待される」ことを明記すべきである。また、事業進捗率を補充指標として掲げてはどうか。</p>	<p>・現在の政策評価指標は、施策の最終目標として継続し、進行管理のための補充指標として事業進捗率を掲げることを検討したい。 ・「政策評価シートB」の政策評価指標分析カードの「指標妥当性検証」欄に次の内容を追加する。 「本施策の事業群が、現在のストック形成期にあるため、指標の向上に必ずしも効果的とは言えないが、施設完成供用後は長期にわたりその効果が発揮されると考えられる。」</p>	<p>・本体(施策1)と周辺(施策2)が全く同じ評価指標となっているのは過当でない。港湾(施策4)のように市街化率を採用することも考えられるが、事業中事業の評価が難しいことは理解できる。仮換地指定と仮留地分譲によって利用者が確定した面積の割合とすることは可能ではないか。</p>	<p>・現在の政策評価指標は、施策の最終目標として継続するものとし、意見については「事業分析カード」における仙台空港臨空都市整備推進事業の成果指標への反映を検討する。</p>	臨空地域整備推進課	
		3	仙台国際貿易港の整備と活用	仙台塩釜港(仙台区)外貨コンテナ貨物取扱量	同左	<p>・経済不況下においても政策評価指標の「コンテナ貨物取扱量」は順調に増加している。仙台港全体の貨物取扱量自体も増加しているのか、他形態の減少分をコンテナが吸収しているのか判断できない。</p>	<p>・仙台港全体の貨物コンテナ取扱量は微増か横ばい状態にあるが、今後は仙台港全体の貨物取扱量の動向も記載することとしたい。</p>	<p>・政策評価指標として「外貨コンテナ貨物取扱量」が採用されており、公共埠頭の利用率という意味では理解できるが、港湾全体の活動レベルを表現するには専用船の取扱量も重要である。</p>	<p>・この施策を構成する各事業は主として、仙台国際貿易港におけるコンテナ貨物の利用促進を目標としていることから、現行の外貨コンテナ貨物取扱量が施策を評価する指標として、最も適切であると判断するが、15年度指標のあった仙台港全体の取扱量については今年度から記載しており、次年度以降も引き続き記載することで対応したい。</p> <p>・外貨コンテナ貨物取扱量には、京浜港でのトランシップ貨物(内航フェリー)も釜山港でのトランシップ貨物(ダイレクト)も含んでいるが、釜山港でのトランシップ貨物の数量が不明のため、現在の指標は妥当と考えられている。</p>	港湾課	
		4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	同左	<p>・政策評価指標の「市街化率」の目標値の決め方や市街化の内容(単なる建ぺいではなく、都市利用計画にそった市街化であること等)を明記すべきである。</p>	<p>・「政策評価シートB」の政策評価指標分析カードの「政策評価指標の妥当性の検証」欄の2項目を下記のとおり修正する。 「仙台港背後地区における立地企業は運輸、卸売業関係が約6割を占め、物流拠点化を図る仙台港背後地区の利用計画に沿った土地利用状況となっていることから、土地利用状況を示す「市街化率」(=建築物が設置され敷地面積/事業地区内敷地総面積)は指標として妥当なものといえる。なお、「市街化率」の目標値は、仙台都市圏内における住宅団地の入居状況と仙台港背後地区における利用実績から定めたものである。」</p>	<p>・政策評価指標「仙台港背後地区市街化率」は順調に増加しており、事業としても成功しているように見える。</p>		都市計画課	

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
34	国内の 交流を 進める ための 交通基 盤の整 備	1	高速道路の整備	高速道路IC40 分間交通圏カ パー率	同左	<p>・政策評価指標の「IC40分カパー率」では三陸道方面を除いて今後ICの増設等があっても殆ど反映しない。つまり指標として感度が悪いので、30分、20分等、時代に応じて基準を上げるべき。年60億円の予算を使って殆ど指標に変化が生じないのでは、説明責任が果たせない。</p> <p>・アクセス時間短縮を目標に掲げると、高速道路の延長によらずともインター設置やアクセス道路整備により、アクセス時間の短縮が図られ、政策と道路整備との関連がよりいきいきしてくる。</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・この施策が決定された時期においてはインター40分圏が適正であったと思われるが、高速道路料金削減の社会実験が始まりましたように、高速道路の持つ意味合いが大変変化してきております。地方部ではより高速道路を使いやすくすることが重要な課題であり、昨今の状況を踏まえたとこれまでの整備水準でいいかどうか点検の時期にあると考えます。この観点から整備水準の見直しと簡易インター等の新たな施策の検討を前向きによりよくお願いいたします。</p> <p>【上記意見に対する県の対応】</p> <p>・H15年5月の地域高規格道路の構造要件の緩和により、整備水準の見直しが可能になった。このため、みやぎ東北高速幹線道路の第 1期事業につきましては、事業費の削減が可能になると考えられます。また既存の高速道路にETC専用出入口を設置する実験をH16年度から実施しており、H17年度には本格設置に向けて活動して参ります。</p>	<p>・高速道路IC40分圏は、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、現在県内で計画されている高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗具合を計る評価指標としては適切と考える。</p> <p>・しかし、高速道路の新たな開通区間がないと指標値に変化が出ていく面もあるため、他の指標を追加することを検討したい。</p> <p>・既存路線の整備状況から、施策の優先度地域差が出るのは当然である。しかし最低限の整備水準を確保することは必要。例えば、第3次医療へのアクセス時間などは重要な指標になり得る。</p>	<p>・高速道路IC40分圏は、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、現在県内で計画されている高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗具合を計る評価指標としては適切と考える。</p> <p>・しかし、高速道路の新たな開通区間がないと指標値に変化が出ていく面もあるため、他の指標を追加することを検討したい。</p> <p>・最低限の整備水準の確保は行政の使命であり、格子形の高規格幹線道路の整備は、県全体を交流圏域として捉えれば必要不可欠と考える。適切な政策評価指標がないため、事業費対指標値が上がらない年度もあるのは止むを得ない。</p>	道路課		
		2	国道、県道、市町村道の整備	高速道路IC40 分間交通圏カ パー率	同左	<p>・国内の交流を進めるための施策である「一般道路の整備」と「高速道路IC40分間交通圏カパー率」は結びつかない。施策内容はICアクセス道路に限定されたものとの定義がなく、ここでは広く高速道路を除く一般道路整備とみるのが自然である。</p> <p>・施策1が高速道路の整備であり、施策2は高速道路を除く一般的な道路法上の道路の整備と捉えている。</p> <p>・施策名にある「国道」は特に重要な都市を接続する道路。「県道」は地方の幹線道路として主要地を接続する道路であり、「市町村道」はその他の道路となる。</p>	<p>・政策評価指標「高速道路IC40分間カパー率」に加え一般道路改良率が加わったが、改良率の感度も相当悪い。さらに、地域中心城市へのアクセスや安全・安心して移動できる道路整備率等の複数指標からの進捗、達成度を見ていくことが重要である。(例えば、幅員2メートル以上の歩道が両側にあると、道路幅員が10メートル以上などの条件を付けると、安全面の評価も加味される。)</p> <p>・「県庁まで60分でアクセスできる人口比率」などの指標も考えられるが、この場合は、人口の分布変化(過疎化等)の結果、道路整備と無関係に改善される可能性があり問題。</p>	<p>・一般道の効果を評価する指標としては、現在の指標のみで最適であるとは言えない面もあるため、新たな指標について検討していくこととする。</p>	道路課		
				道路の改良率	同左					道路課	
				緊急輸送道路 橋梁整備率 (新設)						道路課	
3	バスや鉄道などの 公共交通ネッ トワークの整備		県内移動にお ける公共交通 分担率 (新設)			<p>・公共交通施策の政策評価指標として、例えば、公共交通利用率や1日10本以上の公共交通に徒歩20分以内で到達できる人口比率等が考えられる。</p>	<p>・重点施策としての評価指標の設定については、現在、改訂を検討している交通計画で設定する評価指標と同一の指標とすることが望ましいが、当面は、暫定的な指標の設定を検討していく。</p> <p>・貴見をはじめとして、第4回仙台都市圏パーソントリップ調査の結果や他県の事例等を参考としながら、交通ネットワークの整備状況等が有効に評価できる評価指標の設定を引き続き検討する。</p>	総合交通 対策課			

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部 から適切と 意見が出 された 指標	指標 担当課
政策 整理 番号	政策 名	施策 番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針		
35	進	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進	1 国際化を担う人材育成の推進	ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数	同左			<p>(政策全体) ・予算の伸びに一義的に依存するような政策評価指標を立てると、現場におけるモラルを下げてしまう(あるいは「どうせ努力してもダメだ」というモラル・ハザードが生じかねない)ので、単に「いい数字、分かりやすい数字」を設定するのではなく、少クウェットな言い方になるが「現場が流した汗が表現できる数値」という発想で指標設定を行うことをぜひお願いしたい。</p> <p>(当該施策) ・政策評価指標「ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数」は、教育行政だけの成果を表すものではないが、JETによる供給に依存した数値ではなく、自らの責任でコントロール出来る数値の方が望ましい。また、県民全体の国際化を図るという施策目的にもかかわらず、教育委員会所管の事業が多いため国際交流課の行政努力が見えない。例えば、英語検定受検者数や、受検者数と平均点を集めた「総得点数」等ではどうか。</p>	<p>(政策全体) ・難しい課題ではあるが、それぞれの政策評価指標を再度検討する中で考慮したい。</p> <p>(当該施策) ・宮城県の英検の志願者数については、2000年から2004年まで、62,296人から42,049人と32.5%減であり、中高生徒数の11.1%減を大きく上回っている。一方、TOEICの受験者(全国)については、同期間で、31.2%増加しているが、県別のデータはないとのことであった。指標としては、英検の志願者数や平均点の利用などの指摘もあったが、データが存在しており、また、英検、TOEICの数値を利用したデータは「現場の流した汗が表現できる数値」。自らの責任でコントロール出来る数値」ではない。そうしたことから、受験データを利用した指標の設定について、未だ適切なものを見いだせない状況である。</p> <p>・今後何年間かは、「小学校への専属ALTの配置」が課題であり、県としても市町村への配置を積極的に働きかけるとともに、JET参加者にも「専属ALT」のPR、人材発掘に努める必要がある。そうしたことから、代替指標として、JET、Non-JETを問わず、学校・市町村等自治体で雇用している国際交流員・外国語指導助手の実数とすることで、調整していきたい。</p>	国際交流課	
			2 外国人の暮らしやすい環境づくり	県内外国人留学生数	同左			<p>・以前から指摘しているとおり、政策評価指標「県内外国人留学生数」は施策目的から遠すぎる感がある。事業群からも遠すぎる印象。また成熟していない段階においては、「相談件数の伸び」などアウトプット指標で見ても良い。また、外国人の満足度を測る独自のアンケート調査の結果や、外国人懇談会での意見を取りまとめて、それを指標とすることも考えられる。</p>	<p>・委員からの御指導等を参考に外国人の満足度を測るアンケート調査等を実施し、新指標の設定を進めたい。</p>	国際政策課	
			3 さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進	公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数	同左						国際交流課

施策体系				H17年度 政策評価 指標名	H18年度 政策評価 指標名 (見直し後)	H16政策評価・施策評価		H17政策評価・施策評価		政策評価部会 から適切と意見が出 された指標	指標 担当課	
政策整理番号	政策名	施策番号	施策名			委員意見	県の対応方針	委員意見	県の対応方針			
36	高度情報化に対応した社会の形成	1	高速情報通信ネットワークの整備	インターネット人口普及率	同左	・政策評価指標は、利用世帯数がきめ細かく算定できるような工夫が必要である。	・来年度に向けて、政策評価指標の見直しを含めた検討を行っていく。 【その後の経過】 ・現指標データが入手できなくなることから、候補指標として「インターネット人口普及率」を選定した。				情報政策課	
		2	産業の情報化、情報産業等の集積促進	情報サービス産業企業数	同左						情報産業振興室	
		4	電子自治体化の推進	電子申請・届出件数の割合	同左							情報政策課
		5	次世代を担うIT人材の育成	コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率	同左	・政策評価指標(コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率)は、現場サイドの実感を反映しているものかどうか疑問が残る。学校でのハード整備状況、ソフト環境ともにIT教育レベルに対応したものかどうか把握できるものとするのが望ましい。	・この指標については、文部科学省の「学校における情報教育の実態等に関する調査」から得られた結果であり、教員の実態、コンピュータ等のハードの整備状況、ソフト整備等について、全国、宮城県、県内市町村別及び他県の実態について把握でき、施策を推進する上で有効な指標と捉えている。 【その後の経過】 ・平成16年度の調査に関しては、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」となり、従来のインターネット接続、ソフトウェア・コンピュータ整備に関する調査と教員の情報活用能力の実態等に関する調査とともに持ち込みPCとセキュリティに関する調査を実施し、より学校の実態に即した指標となる。					義務教育課 高校教育課
				インターネット人口普及率	同左							情報政策課